

**総合環境センターへ自己搬入された方の
ごみ処理手数料一部還付に関する「よくある質問」**

Q 1 窓口での申出は可能ですか

A 1 申出書の提出は総合環境センター又は、秋田市役所本庁舎3階の環境総務課で可能ですが、必要事項の確認をさせていただきたいので、まずは**専用ダイヤル**（フリーダイヤル0120-007190）までお問合せください。

Q 2 計量票領収書（レシート）を紛失した場合でも申出できますか

A 2 **専用ダイヤル**（フリーダイヤル0120-007190）までお問合せください。

搬入車両情報、搬入日時、お支払い金額等、必要事項の聞き取りの上、照合作業を行います。照合の結果、還付対象の場合、還付申出が可能となります。

Q 3 メールでやりとりする場合、申出書はどこから入手すれば良いですか

A 3 申出書は秋田市HP「総合環境センターへ自己搬入された方のごみ処理手数料一部還付について」（[検索ページ番号1035549](#)）3【提出書類の様式】からWordおよびPDF形式でダウンロードが可能です。

Q 4 申出から口座にお金が振り込まれるまでの期間はどれくらいですか

A 4 申出書受領後の事務処理に2週間程度、その後、銀行による振り込み処理に1週間程度を要する見込みです。

Q 5 搬入者以外の方が申出しても良いですか（例：母）

A 5 申出者は、あくまで手数料を支払った人（ごみを捨てた人）になります。ただし、その人が亡くなっている場合は、相続人による申出が可能となります。

Q 6 電子申請であれば、自己搬入還付金専用ダイヤルに電話をかけないで直接申請しても良いですか

A 6 可能ですが、還付対象に該当するか、必要事項を確認してからの方が間違いがないので、事前に**専用ダイヤル**（フリーダイヤル0120-007190）までお問合せください。